

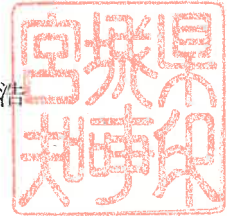
公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、これらの試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、宮城県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）に行わせる。

令和6年3月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

二級建築士 令和6年7月7日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

木造建築士 令和6年7月28日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

二級建築士 令和6年9月15日(日) 午前11時から午後4時まで

木造建築士 令和6年10月13日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 学科の試験

東北学院大学（五橋キャンパス）

仙台市若林区清水小路3-1

(2) 設計製図の試験

東北学院大学（土樋キャンパス）

仙台市青葉区土樋1-3-1

3 受験資格

(1) 建築士法第15条第1号又は同条第3号に該当する者

(2) 令和2年宮城県告示第145号（建築士法第15条第2号の規定により同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定）に該当する者

4 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和6年4月1日(月) 午前10時から同月15日(月)午後4時まで

(2) 申込方法

センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>以下同様）において、必要な事項を入力した

上で申込みこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネット利用が困難である等）には、令和6年4月8日（月）までにセンター本部に申出ること。

5 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年のいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

6 受験票の交付等

二級建築士試験及び木造建築士試験の「学科の試験」の受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として令和6年6月21日（金）頃から、二級建築士試験の「設計製図の試験」の受験票については、令和6年8月26日（月）頃から、木造建築士試験の「設計製図の試験」の受験票については令和6年9月26日（木）頃から、受験有資格者にマイページ（※）において交付する（※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ）。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票についても、原則として上記の日程により受験有資格者に発送する。

7 合格者の発表

(1) 学科の試験

令和6年8月26日（月）（予定）。本人に通知するとともに、受験番号をセンターのホームページ等において公表する。

(2) 設計製図の試験

令和6年12月5日（木）（予定）。本人に通知するとともに、受験番号をセンターのホームページ等において公表する。

8 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準をセンターのホームページ等において公表する。

9 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和6年6月12日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨申出ること。